

家電リサイクル法見直しに関する
要 望 書

平成 1 9 年 7 月

社 団 法 人 全 国 都 市 清 掃 会 議

総会決議に基づく要望書

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、平成 13 年 4 月から本格施行され、廃家電 4 品目のリサイクルがスタートした。このシステムは、消費者、小売業者及び製造業者の役割分担によるリサイクルであり、循環型社会の構築に向けた取組であると評価するものである。

しかし、当会議としては従前より、現行家電リサイクル法では消費者が回収・再商品化費用を対象機器の排出段階で負担する方式（排出時費用回収方式、いわゆる「後払い方式」）であるため、対象機器の不法投棄が後を絶たないこと、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化費用等を市区町村が負担するなど現行家電リサイクル法の課題について指摘してきたところである。

国においては、昨年 6 月から中央環境・産業構造両審議会の合同会合において、家電リサイクル法の見直しに向けた検討が開始されたが、その審議日程は当初予定より大幅に遅れている。この間、廃家電 4 品目の回収率が 50%程度に留まり、家電リサイクル法ルートに乗らず、その行方が十分把握できない「見えないフロー」の存在が明らかになるなど、現在、制度の現状と問題点の整理の段階にあり、今後、制度の具体的なあり方の検討に入っていくものと聞いている。

当会議では、平成 18 年度総会決議に基づき「家電リサイクル法の円滑な推進」について国に要望するとともに、平成 18 年 8 月には合同会合座長に対し、「家電リサイクル法の見直しに関する意見書」を提出するなど家電リサイクル法の見直し検討に向けた活動を展開してきたところである。

今般、平成 19 年度総会決議に基づく要望の内、特に緊急を要する家電リサイクル法の見直しに関する要望について、下記のとおり要望する。

記

1. 廃家電製品の再商品化費用の徴収方法の見直しについて

家電リサイクル法が施行されて 6 年が経過したが、未だ対象機器の不法投棄対策は全国市区町村に共通する重要課題である。現行家電リサイクル法では、再商品化費用等を対象機器の排出時に負担する「排出時費用回収方式」（いわゆる「後払い方式」）であるため、不法投棄の原因となっている。

また、家電リサイクル法のルートに乗らない「見えないフロー」については家電リサイクル法の目的である廃棄物の適正処理と資源の有効利用の確保の観点からみて、制度運用上の大きな課題である。

については、廃家電製品の再商品化費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止と適正処理・リサイクルの一層の促進を図るため、既に自動車等で実施されている販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）に改めること

2. 不法投棄された廃家電製品の回収・再商品化費用の負担について

現行制度では、不法投棄された対象機器については市区町村が回収した後、引渡し時に再商品化費用を負担している。さらに、市区町村ではパトロールの強化や監視カメラの設置など不法投棄の未然防止に向けた取組を行うなど対策の強化を図っている。

加えて、テレビについてはいわゆる「2011 年問題」に関わって不法投棄の増加が懸念されるところである。

については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、不法投棄された対象機器の回収・再商品化費用については製造業者等事業者が負担する仕組みを創設すること

また、不法投棄の防止については製造業者等事業者においても対策を講じること

3. 対象品目の拡大について

資源の有効利用を一層促進するため、テレビについては今後増加が予想される液晶式及びプラズマ式テレビを対象品目に加えること

また、衣類乾燥機、電子レンジ、電動マッサージチェア及び電気オイルヒーターなどの大型・重量のある廃家電製品についても対象品目に加えること

4. 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所は、現在、A、Bの 2 グループに分かれて運営されているが、対象機器を直接持ち込む消費者の利便性を向上させるため、いずれの製造業者のものでも引渡しができるようにすること

また、引取場所を増設するなど消費者が持ち込み易い体制を整備すること

5. 事業者等の指導について

廃家電製品のリサイクルと不法投棄の未然防止を推進するため、次の事項について事業者等を指導すること

- (1) 故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制の整備等家電製品の長期使用を勧奨するシステムの構築をすること。また、製造業者の商品開発において、環境負荷の少ない素材や構造などの製品づくりを推進すること
- (2) リサイクル料金については、消費者の理解が得られるよう、算出根拠を公表するとともに料金の低減化を促進すること
- (3) リサイクル券の記載事項はできるだけ分かり易くするとともに、誤って記載され、訂正されたリサイクル券についても、機器の引取りができるよう柔軟な対応をすること
- (4) 事業者は消費者に対し制度の仕組み等（対象機器、リサイクル料金等）を周知し、リサイクル料金等の負担について理解を得るよう努めること。また、小売業者等の店頭において消費者への啓発を行うこと
- (5) 一部破損した対象機器であっても、リサイクル料金を納めているもの

については、円滑に引き取ること
(6) 引き取った対象機器を小売店が保管する場合には、その管理の徹底と
適正な処理を行うこと

以上